

報道機関 各位

【新型コロナウイルス感染症関連情報】

2月14日以降の

市公共施設の利用制限等について

市では、令和4年2月10日開催の東久留米市新型コロナウイルス感染症対策本部における決定に基づき、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策として、下記の通り、市公共施設の利用制限を行います。

なお、引き続き、屋内外を問わず、施設の利用に当たっては、「三つの密」の回避、施設の換気、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生をはじめとした、基本的な感染防止対策を徹底することを要請します。また、これを講じることが難しい場合にあっては、必要に応じて別途制限を設けることも併せて要請します。

※なお、この取り扱いについては、今後、感染防止対策全体の方針のもと、適宜見直しを行います。

【対象期間】

令和4年2月14日（月）～3月6日（日）

※1月21日～2月13日の対象期間を延長するものです。

【対応方針】

- ・各公共施設（屋内・屋外）の利用は通常通りとします。ただし、大声（歓声や声援など）が想定される場合については、収容率を50%までとします。
- ・また、必要に応じて入場者数の制限を実施します。

※この他、各施設の状況やキャンセル料等の詳細は市ホームページをご覧ください。

ページ名：市公共施設の利用制限およびキャンセル料等について

URL：<https://www.city.higashikurume.lg.jp/1014778/1015260/1014810.html>

東久留米市企画経営室秘書広報課 齊藤
TEL042-470-7712 Fax042-470-7804
E-mail: hishokoho@city.higashikurume.lg.jp